

年金記録問題への対応状況について

- I. 年金記録問題への対応の実施計画（工程表）の状況
- II. 「記録訂正による年金額（年額）の増額」の状況
- III. 未統合記録5,095万件の解明状況（平成22年6月）

〔 平成22年6月21日
日本年金機構 〕

I . 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の状況

工程表早期対応項目の状況

全国計

事項	工程表の目途	残件数 (5月末) <small>(月間必要処理件数 (5月末残÷目標まで月数))</small>	処理実績					評価		
			1月	2月	3月	4月	5月			
特別便	21年3月まで受付	22年7月 (共済照会分除く ※1)	67,046 ※2	(33,523)	16,778	21,697	34,136	26,324	28,333	A・・・30県 B・・・3県 C・・・14県
	21年4月～ 22年3月まで受付	22年9月 (処理困難分除く)	152,741	(38,185)	42,893	59,409	69,780	37,367	27,632	A・・・17県 B・・・6県 C・・・24県
	フォローアップ	22年7月 (22年3月までの 情報提供分 ※3)	37,817 ※4	(18,909)	8,039	7,438	10,612	8,066	17,418	A・・・29県 B・・・0県 C・・・13県 残なし・・・5県
	グレー便	22年7月	2,198	(1,099)	886	1,260	2,133	1,172	8,275	A・・・16県 B・・・2県 C・・・7県 残なし・・・22県
黄色便	22年3月まで受付	22年12月	109,341	(15,620)	9,799	22,706	25,636	20,199	14,870	A・・・29県 B・・・5県 C・・・13県
定期便	22年3月まで受付	22年12月	366,517	(52,360)	29,638	42,601	59,255	39,698	33,017	A・・・11県 B・・・11県 C・・・25県
受給者便	22年3月まで受付	22年12月	142,033	(20,290)	165	7,013	19,902	16,717	19,509	A・・・28県 B・・・2県 C・・・17県
国年特殊台帳	2次審査	22年6月	0	(0)	1,190	25	5	78,784	59,894	残なし・・・47県
	2次審査後の本人照会 および記録補正	22年9月	16,612	(4,153)	3,021	3,104	4,212	3,730	19,459	A・・・13県 B・・・0県 C・・・9県 残なし・・・25県

※1 共済組合等と調整を要するものについては、工程表上、7月末日途処理目標の対象外となっているが、6月以降7月末までに共済組合等から回答があったものについては、9月末を目途として処理したいと考えている。

※2 5月末の残件数約9.1万件から、5月末時点での共済照会分約2.4万件（精査中）を控除したもの

※3 市区町村からの情報提供が遅れたものについては、工程表上、7月末日途処理目標の対象外となっているが、4月以降7月末までに情報提供があったものについては、9月末を目途として処理したいと考えている。

※4 3月末までの情報提供分の5月末残件数

(注) 評価は、5月の処理実績が必要処理件数以上である場合は「A」
5月の処理実績が必要処理件数を下回るものの、必要処理件数の8割以上の場合は「B」
5月の処理実績が必要処理件数の8割未満である場合は「C」

工程表における早期対応事項の履行のための措置

1 進捗管理の強化

① 記録問題に人員を最優先で投入するするとともに、まずは7月末を目途とする早期対応事項を優先して処理するよう指示
〔5月21日指示〕

② 状況に応じ、時間外勤務、休日出勤を行う

⇒窓口装置（社会保険オンラインシステム）について夜間の稼働延長及び休日の稼働を実施〔5月28日指示〕

・ 平日の金曜日の稼働時間延長【20時から22時まで】	6月4日、18日、25日	(予定) 7月2日、23日、30日
・ 第2土曜日の稼働時間延長【17時から20時まで】	6月12日	(予定) 7月10日
・ 休日の稼働【8時30分から17時まで】	6月13日	(予定) 7月11日

※システムの運営に支障のない範囲内で最大限稼働

③ 遅延している都道府県について、週単位で、処理計画と実施状況をフォロー

⇒担当理事はじめ部長クラスをブロック別担当に指名。1月から5月までの処理実績を踏まえ、格別の努力が必要と思われる都道府県に対して、個別指導を実施中

(対応例)

- ・ 事務所内他部門、ブロック本部、事務センター、他の年金事務所等からの応援スタッフの派遣による処理
- ・ 地域内の特定の年金事務所、事務センター等で集中処理

⇒6月4日には各ブロック本部長を緊急招集し、「年金記録問題対策本部」（本部長：理事長）を開催。各ブロック本部長からヒアリングを実施した結果、概して、「機構本部からの市町村国民年金名簿等に関する照会への回答が遅延しなければ、休日出勤も活用し、進捗管理を徹底することにより、期限目標の達成が可能」との回答であった。

2 本部等における事務処理の促進

○ 地方における事務処理遅延の要因には、機構本部等における以下の事務の停滞があったことから、以下の措置を実施

① 市町村国民年金名簿に関する照会

- ・ 市町村名簿の電子画像（CSVデータを除く）をハードディスクに収録し、5月21日までに全ての都道府県の事務センターへの発送を完了
- ・ CSVデータを収録したハードディスクについては、6月28日から7月2日にかけて事務センターへ発送予定〔6月4日指示〕

② 共済照会

共済照会については、共済組合等との調整を要するものについて、工程表の7月末日途処理目標の対象外となっているが、工程表上、速やかに回答を得て迅速に処理することとしており、以下の処理方針とする。〔5月31日指示〕

- ・ 国共済及び私学共済に関する照会については、5月末までに回答があったものについて、7月末までを目途に処理する。（7月末までに回答があったものについては、9月末までを目途に処理する。）
- ・ 地共済その他に関する照会についても、期間の一部の記録が確認された場合の事務処理方針を共済組合等と整理した上で、7月末までに回答があったものについて、9月末までを目途に処理する。

③ 判断困難事例への対応

- ・ 現在残っている案件の中には、判断困難事例も存在することから、機構本部として判断困難事例の対応方針（特別便の回答内容に不備等があり、ご本人へ連絡を試みるも長期にわたり連絡がとれない場合は、事跡を管理した上で返戻する等）を提示〔6月1日指示〕

年金記録問題への対応の実施計画（工程表） <概要>

	22年度										23年度	24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
1 ねんきん特別便 (1) 受給者及び事務所来訪加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分 (2) 加入者 ① 21年3月以前受付分 ② 21年4月から22年3月までの受付分													
											(注)共済期間の確認を要するものについては、共済過去記録により確認を行うことができるものは左記により作業を行い、更に共済組合等への照会を要するものは、共済組合等から速やかに回答を得て迅速に処理することを目指す。		
2 フォローアップ照会											現在の対象者以外のフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるためサンプル的なフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討		
3 厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査											グレー便を送付した68万件以外のものについて、住基ネットとの突合せを行い、新たな年金受給につながる可能性がある方に対するお知らせ等の対応を検討		
											※22年3月末で未処理のグレー便対象案件		
4 年金記録の確認のお知らせ(黄色便)													
											※22年3月以前受付分		
5 ねんきん定期便													
											※22年3月以前受付分		
6 標準報酬等の遡及訂正事案											これまでの救済事案の分析とともに、1条件のみ、2条件のみ該当のサンプル調査等を行い、更なる記録回復方策を検討		
											※2万件戸別訪問対象の従業員事案の新基準等に基づく記録回復		
7 年金事務所段階での記録回復の促進													
											・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策を検討		

	22年度										23年度	24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
8 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策	<p>・21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う。</p> <p>・上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、3月末の状況を踏まえ必要な対応を行う。</p> <p>・受給資格期間(25年)を満たしている者への具体的な対応策を検討・実施</p>										→		
9 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)	<p>発送</p> <p>22年11月末までに送付を完了</p>										→		
	<p>処理</p> <p>22年3月以前受付分を22年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)</p> <p>23年3月以前受付分を23年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)</p>										→		
10 厚生年金基金記録との突合せ	<p>24年10月末までに基金等から報告があったものについて25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める</p>										→		
	▲4月を目途に1次審査開始					▲10月を目途に2次審査開始							
11 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ	<p>国年特殊台帳等</p> <p>▲6月末までを目途に二次審査終了</p> <p>▲9月末までを目途に本人にお知らせ</p> <p>国年被保険者名簿、厚年被保険者名簿</p> <p>▲秋ごろまでには作業開始</p>										→		
	<p>・22年度中には、25年度までの4年間で全件照合を完了できる実施体制を整備。</p> <p>・23年度までの2年間に集中的に取り組む。</p>												
12 再裁定等	<p>○再裁定の進達: 年金事務所における申出受付から本部への進達について平均処理期間を0.5か月とすることを目指す。</p> <p>○再裁定の処理: 難易度の高い案件も含め、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)で処理できることを目指す。</p> <p>○時効特例給付: 支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを目指す。</p> <p>○特別加算金の支給: 遅延加算法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。</p>												

※環境の整備等

- ① 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認
 - ・23年3月までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。
 - ・その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。
- ② 相談体制の整備
- ③ 関係団体等への協力依頼
- ④ 各種お知らせの未送達分への対応の検討